

## 仕様書

### 1. 件 名　革新水素貯蔵に向けた水素反応の精密解析に係る労働者派遣契約

### 2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、国立研究開発法人科学技術振興機構が進める「革新的 GX 技術創出」事業 水素領域チーム型研究「革新水素貯蔵－水素反応の精密解析とデジタル技術の援用－」を受託し、革新水素貯蔵に向けた水素反応の精密解析を実施することでチームの革新水素貯蔵材料研究開発をさらに加速させる。本仕様書は、当該受託事業の研究計画に定めた研究開発業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

### 3. 業務内容

- (1)革新水素貯蔵に向けた水素反応の精密解析に係る作業
  - ①高水素圧力下の水素反応の放射光その場観察実験の実施
  - ②高水素圧力下の水素化反応実験の実施
  - ③粉末 X 線回折測定、走査型電子顕微鏡、昇温脱離分析装置等を用いた試料の分析
  - ④実験データの可視化、およびデータベースとの比較による解析と実験レポート作成業務
  - ⑤実験データ、解析結果、実験レポート等のファイルに関するクラウドサービスやデータサーバーを利用した管理業務
- (2)上記に係る付帯業務

### 4. 必要な要件

- (1)理工系学科の修士以上の学位を有する、または無機材料の分析業務の経験を有するなど、十分な研究開発能力を有すること。
- (2)放射線管理区域内での業務が可能であること。（派遣開始前に必要な教育・健診が完了していること。）
- (3)業務を遂行する上で必要となる文書、図表をパソコンソフト（MS-Word/Excel/PowerPoint 等）を用いて作成する能力、および作成したファイルの管理をクラウドサーバーやデータサーバーを利用して実施できること。
- (4)業務を遂行するにあたり、表示、入力言語が英語である場合があるため、英語入力や英語を用いた業務の経験を有するなど、これに対応できる能力を有すること。
- (5)業務を実施するにあたり、QST 担当者と協議・調整する能力を有すること。

### 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

### 6. 就業場所

QST 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 水素材料科学研究グループ  
(組織の長：水素材料科学研究グループリーダー)

(住所：兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1 大型放射光施設 SPring-8 内)

7. 組織単位

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 水素材料科学研究グループ<sup>¶</sup>

8. 指揮命令者

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 水素材料科学研究グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季（8月10日～8月14日）、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9時00分から17時30分まで（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

12. 派遣先責任者

関西光量子科学研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

一般健康診断（特定健康診断、特定業務従事者の健康診断）については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (6) 仕様書「4.必要な資格」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (7) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

## 17. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な放射線安全教育（業務後、QSTが実施すべき科目を除く。）の受講及び電離放射線健診を受診させること。

## 19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課（室）名：放射光科学研究センター水素材料科学研究グループ  
氏 名：齋藤 寛之